地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱　別紙１－４
＜環境生活事業＞

目　次

【標準事業】
１　環境生活施設整備事業（ハード）　－ 1ページ
ア　市街地住環境施設整備事業
イ　道立自然公園施設整備事業
ウ　テレビ難視聴解消施設等整備事業
エ　火葬場・葬祭場整備事業
２　環境生活振興事業（ソフト）　－ 2ページ
ア　地域景観の形成に関する事業
イ　地域における地球温暖化防止及び生物多様性保全に関する事業
ウ　地域環境の保全に関する事業
３　地域防災施設整備事業（ハード）　－ 3ページ
ア　防災施設整備事業
イ　避難施設整備事業
ウ　備蓄庫整備事業
エ　消防施設整備事業
４　防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業（ソフト）　－ 4ページ
５　自主防災組織創設・活性化事業（ソフト）　－ 5ページ
６　地域防災・減災対策推進事業（ソフト）　－ 6ページ
【エゾシカ緊急対策事業】
７　エゾシカ緊急対策事業（ソフト）　－ 7ページ
【水資源保全推進事業】
８　水資源保全推進事業（ソフト）　－ 8ページ

1　環境生活施設整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合 ＜市町村が補助することができる団体＞ 放送事業者等（交付対象事業の３（テレビ難視聴解消施設等の整備事業）に限る）
交付対象事業		1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 市街地住環境施設整備事業 (2) 道立自然公園施設整備事業 (3) テレビ難視聴解消施設等整備事業 山岳、丘陵その他の地形によって電波が遮断されることにより複数の民間放送が受信できない地区において、その解消を図るため、中継局又は共同受信施設を整備する事業を対象とする。 (4) 火葬場・葬祭場整備事業 一部事務組合が実施する事業、複数市町村の共同利用が図られることが明確になっている事業及び将来の共同利用を明確にした上で、関係市町村による共同利用に関する具体的な検討が進められている事業で、地域の特殊事情により特に必要と認められる事業を対象とする。 ※道路（橋梁を含む。）、産業廃棄物処理施設及び病院等の整備事業を除く。 2　上記のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		1　交付対象事業に要する経費 ただし、交付対象事業の１の(3)テレビ難視聴解消施設等整備事業にあっては、次の経費を除く。 1　テレビ中継局整備事業のうち、親局及びプラン局の整備に要する経費 2　テレビ共同受信施設整備事業に係る各戸への「引込設備」に要する経費 3　ＮＨＫ放送、衛星放送に係る経費 2　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交　付 限度額	上限額	1　市町村 １億円 2　一部事務組合及び広域連合 ２億円
	下限額	500 万円
交付金の算定		別紙２－３の第２の１に定めるほか、次のとおり。 交付対象事業の１の(3)テレビ難視聴解消施設等整備事業にあっては、事業実施主体の負担を最低３分の１とみなし、交付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

2　環境生活振興事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 ※交付対象事業の１の(2)地域における地球温暖化防止及び生物多様性保全に関する事業にあっては、局長が適当と認める者のみ。 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 ３　市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 ４　実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		１　交付対象となる事業は次のとおり (1) 地域景観の形成に関する事業 (2) 地域における地球温暖化防止及び生物多様性保全に関する事業 (3) 地域環境の保全に関する事業 ２　上記のほか、別紙２－１の第２の定めによる
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第２の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交　付 限度額	上限額	１　単一市町村 500 万円 ２　一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円 ３　局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	１　単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 ２　局長が適当と認める者 10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

3　地域防災施設整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合
交付対象事業		1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 防災施設整備事業 (2) 避難施設整備事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業） (3) 備蓄庫整備事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業） (4) 消防施設整備事業 ※幼稚園、義務教育施設及び高等学校（寄宿舎を含む。）等、道路（橋梁を含む。）、病院の整備事業を除く。 2　上記のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		1　交付対象事業に要する経費 ※交付対象事業の１の(4)消防施設整備事業にあっては、車庫及び器具庫（タイヤ保管庫、ホース格納庫、ホース乾燥室等を含む。）に係る経費に限り交付対象経費とする。 2　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交　付 限度額	上限額	1　市町村 １億円 2　一部事務組合及び広域連合 ２億円 ※交付対象事業の１の(4)消防施設整備事業にあっては、1,500 万円
	下限額	500 万円 ※交付対象事業の１の(2)避難施設整備事業にあっては、新たな避難所機能を付与する事業に限り、50 万円とすることができる。 ※交付対象事業の１の(3)備蓄庫整備事業にあっては、50 万円。
交付金の算定		別紙２－３の第２の１に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

4　防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品整備事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村
交付対象事業		避難計画又は防災備蓄計画に基づく備蓄品又は備品の整備 ※保健福祉事業（福祉避難所機能確保促進事業）を除く。
交付対象経費		避難所等の機能確保に必要な次の備蓄品又は備品の購入経費とする。 １　食料、飲料水 ２　医薬品等の救急用品 ３　マスク、消毒液等の感染症対策用品 ４　毛布、寝袋、敷マット ５　発電機 ６　ストーブ等の暖房器具 ７　避難所用間仕切り ８　テント、防水シート、簡易トイレ、仮設トイレ（災害対策用で多人数が使用するものに限る。） ９　津波ハザードマップ策定又は見直しに伴い、同一年度に整備する海抜表示板の制作費及び設置にかかる工事請負費 10　各避難計画の策定又は見直しに伴い、同一年度に整備する避難所案内板、避難誘導標識、災害の危険を注意する表示、過去の災害の痕跡の表示等の制作費及び設置にかかる工事請負費 11　その他避難所等の機能確保に必要な備蓄品又は備品のうち、局長が必要と認めるもの
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交　付 限度額	上限額	500 万円
	下限額	10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第 2 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

5　自主防災組織創設・活性化事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 ＜市町村が補助することができる団体＞ 規約又は会則を具備し、総会等の意思決定機関を有する団体等で、市町村に自主防災組織設立の届出を行い、市町村が適当と認めた自主防災組織 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 ３　市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 ４　実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		市町村の自主防災組織率向上に資する事業として、局長が適当と認める事業 ※保健福祉事業（福祉避難所機能確保促進事業）を除く。
交付対象経費		交付対象事業に要する次の経費 １　新たに自主防災組織を設立するために要する印刷費及び会場使用料 ２　自主防災組織の防災計画等に基づく防災訓練（消火訓練、救出・救助訓練、救命・救護訓練、避難・誘導訓練、災害図上訓練等）、研修会等の実施に係る経費 ３　自主防災組織の防災計画等に基づく次の備蓄品又は資機材等の備品購入費 (1) 食料、飲料水 (2) 医薬品等の救急用品 (3) マスク、消毒液等の感染症対策用品 (4) 毛布、寝袋、敷マット (5) 発電機 (6) ストーブ等の暖房器具 (7) 避難所用間仕切り (8) テント、防水シート、簡易トイレ、仮設トイレ（災害対策用で多人数が使用するものに限る） (9) 消火器（詰め替えを除く）、消火器用格納箱、水バケツ、消火ホース及びノズル（水道用ホース等日用品の部類は除く）、屋外消火専用器具等の初期消火用具 (10) つるはし、スコップ、ジャッキ、ロープ、ウインチ、ハンマー、はしご、担架、AED 等の救出・救助・救護用具
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	１　単一市町村 500 万円 ２　一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等 1,000 万円 ３　局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	１　単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 ２　局長が適当と認める者 10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第 2 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

6　地域防災・減災対策推進事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 ３　市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 ４　実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		１　地域の防災・減災対策に関する事業 ※保健福祉事業（福祉避難所機能確保促進事業）を除く。 ２　上記のほか、別紙２－１の第２に定めるとおり
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第２に定めるとおり
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	１　単一市町村 500 万円 ２　一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円 ３　局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	１　単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 ２　局長が適当と認める者 10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

7　エゾシカ緊急対策事業（ソフト事業）

交付対象者		市町村、エゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれている協議会等に限る。）
交付対象事業		市町村が策定する「鳥獣被害防止計画」（以下、「計画」という。）に基づき、市町村又はエゾシカ捕獲等を目的とした協議会等が実施するエゾシカ捕獲事業であって、事業実施年度中に着手、完了した事業（計画の未策定の市町村にあっては、事業実施年度の 12 月 31 日までに計画を策定する場合は対象とする。）を交付対象とする。ただし、農林水産省鳥獣被害防止総合対策交付金等の国の交付金等の交付を受ける事業については、原則として交付の対象外とする。
交付対象経費		交付対象事業に要する次の経費 １　賃金（捕獲事業に従事するものに限る。） ２　報償費（ガイドハンター手当のほか、捕獲奨励金は市町村が定めている額を限度とする。） ３　委託料（猟友会又は認定鳥獣捕獲等事業者への駆除契約） ４　使用料（スノーモービル、無線機借上等） ５　車輌燃料費（対象鳥獣捕獲員の捕獲従事用等） ６　残滓ステーション購入費 ７　くくりわな購入費 ８　技術講習会経費（くくりわなに関する講師謝金、旅費に限る。） ９　捕獲物処理費（くくりわなに係る止めさしに限る。） 10　残滓運搬料 11　残滓処理料 12　既設囲いわなの移設に係る経費 13　その他局長が特に必要と認める経費
交付率		２分の１以内
交付の単位		１万円
交付限度額	上限額	当該年度に要した交付対象経費の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額
	下限額	１万円
交付金の算定		次の１と２により算定した額の合計額に２分の１を乗じて得た額 １　基本交付額 Ａ×α×0.2 Ａ：事業実施年度捕獲目標数（市町村予算（一般財源に限る。）により捕獲を予定するエゾシカの頭数） α：環境生活部長が別に定める単価 ２　追加交付額 （Ｂ－Ｃ）×α Ｂ：事業実施年度捕獲実績数 Ｃ：事業実施前年度捕獲実績数（前年度に捕獲実績のない交付対象者は、事業実施年度捕獲目標数）
財産の取扱い		別紙２－４の第１の第５に定めるとおり
その他の取扱い		交付対象経費の 13 により特例を認める場合は、事業の目的、内容、効果等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

8　水資源保全推進事業（ソフト事業）

交付対象者		市町村
交付対象事業		北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年北海道条例第９号）に規定する水源の土地における適正な土地利用の確保を図ることを目的として、知事が指定した水資源保全地域内の土地を取得し、公有地化を図る事業
交付対象経費		交付対象事業の実施に要する土地（その土地の上にある立竹木を含む）を購入する経費とする。ただし、次の各号の経費については、交付対象経費としない。 １　事務費 ２　調査費及び測量費 ３　その他局長が不適当と認める経費
交付率		１　購入する土地が森林（森林法第２条第１項に定める森林をいう。）の場合 交付率：２分の１以内 ２　購入する土地が森林以外の場合 交付率：３分の１以内
交付の単位		１万円
交付限度額	上限額	300 万円
	下限額	50 万円 ※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		交付金の算定は、次の定めに基づき、交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内とする。 １　購入する土地が森林の場合は、地域活性化事業債を限度額まで充当したと見なして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該事業債の額を控除した額の２分の１を乗じて得た額の範囲内とする。 ２　購入する土地が森林以外の場合は、森林以外の土地の交付対象経費の額に３分の１を乗じて得た額の範囲内とする。 ３　購入する土地が森林と森林以外の両方を含む場合にあっては、１により算定した額と、２により算定した額を合算した額の範囲内とする。 ４　購入する土地が複数地域とする場合は、１から３に基づき算定した額を合算した額の範囲内とする。 ５　１から４により算定した額が、交付金額の上限額を超える場合は、上限額を交付金額とし、下限額に満たない場合は、交付しないものとする。 ６　交付対象事業に対する寄附金等がある場合は、交付対象経費から当該寄附金等の額を控除して交付金額を算定するものとする。
交付の条件		交付要綱第 10 の１から３の規定に関わらず、次のとおりとする。 １　交付対象経費の額を変更するときは、局長の承認を受けなければならない。 ２　交付対象事業の内容を変更するときは、局長の承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の額に変更がなく、目標の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合に限り、局長の承認を不要とする。 ３　交付対象事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。 なお、交付対象事業により取得した土地が森林の場合は、森林法に基づき市町村が定める市町村森林整備計画において当該地域を水資源保全ゾーンに含めるものとし、適切な管理を行うものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・水資源保全推進事業）事業実施概要書・財源計画・交付金算定調書（別記第 14 号様式））